

山都町空家等対策計画

令和5年3月

阿蘇山麓のまち



YAMATO-CHO KUMAMOTO/JPN

目次

第1章	計画の基本的な事項	1
1.	計画の目的	1
2.	計画の位置づけ	1
3.	対象地区	2
4.	対象とする空家等の種類	2
5.	計画期間	2
第2章	空家の現状と課題	3
1.	本町の状況	3
2.	本町の空家等の現状	5
3.	本町の空家等における課題	9
第3章	空家等対策の方針と実施体制	11
1.	基本的な方針	11
2.	空家等対策の実施体制	12
3.	各主体の役割	15
4.	空家等の実態調査	17
5.	空家等の適切な管理の促進	18
6.	空家等及び跡地の活用の促進	19
7.	特定空家等に対する措置	21
8.	相談窓口の整備	24
9.	計画における目標値及び達成状況の評価	25
10.	その他の空家等対策の実施に関し必要な事項	26
資料編		
1.	空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）	27
2.	行政代執行法（昭和三十二年法律第四十三号）	35
3.	山都町空家等対策協議会設置条例（令和5年山都町条例第1号）	39
4.	計画の策定経過	42

第1章 計画の基本的な事項

1. 計画の目的

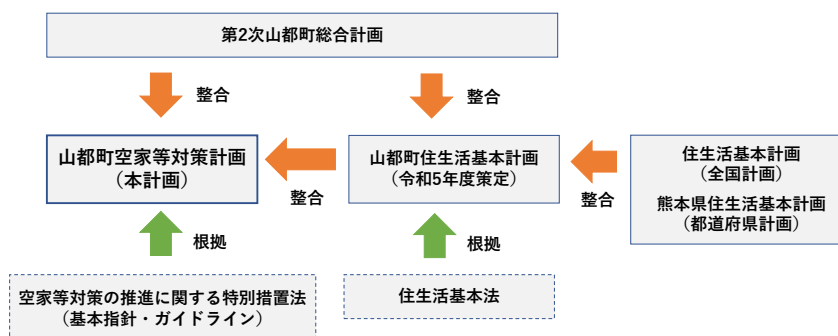
少子高齢化や核家族化の進行により、全国的に空き家が増加しています。総務省の平成30年住宅・土地統計調査では、全国の空き家数は約846万戸と推計され、総住宅数に占める空き家率は13.6%になっています。適切な管理が行われないまま放置されている空き家は、防災・防犯・環境・景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、生活環境に悪影響を及ぼすため、早急な対策の実施が求められています。本町でも例外ではなく、少子高齢化や過疎化に伴い、今後も空き家が増加することが懸念されています。

平成26年11月に空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が公布され、平成27年5月から完全施行されましたが、法第4条において、市町村の責務として「空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。」と規定されています。

これを踏まえて、本町では「山都町空家等対策計画」を策定し、空家等の発生の予防、管理不全の空家等の解消、空家等及び跡地の有効活用等の様々な取組みを実施することで、町民の生活環境の保全を図るとともに、持続可能な地域づくりを実現していきます。

2. 計画の位置づけ

本計画は、法第6条に規定される「空家等対策計画」として、令和5年2月に発足した「山都町空家等対策協議会」での協議を踏まえ策定します。第2次山都町総合計画を上位計画とし、本町の住宅政策の基本的な方向性を示した「山都町住生活基本計画」及び国県の計画との整合性を図った内容とします。また、法に基づく基本指針、ガイドラインを踏まえた内容とします。



3. 対象地区

空家等は概ね町内全域に分布していることから、本計画における空家等に関する施策を実施する対象地区は、「山都町全域」とします。

4. 対象とする空家等の種類

本計画で対象とする空家等の種類は、法第2条第1項の規定による「空家等」及び法第2条第2項の規定による「特定空家等」とし、活用促進の観点からそれらを除いた場合の跡地についても対象とします。

「空家等」 (空家法第2条1項)

建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

「特定空家等」 (空家法第2条2項)

- (イ) そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
- (ロ) そのまま放置すれば著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- (ハ) 適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態
- (ニ) その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態

5. 計画期間

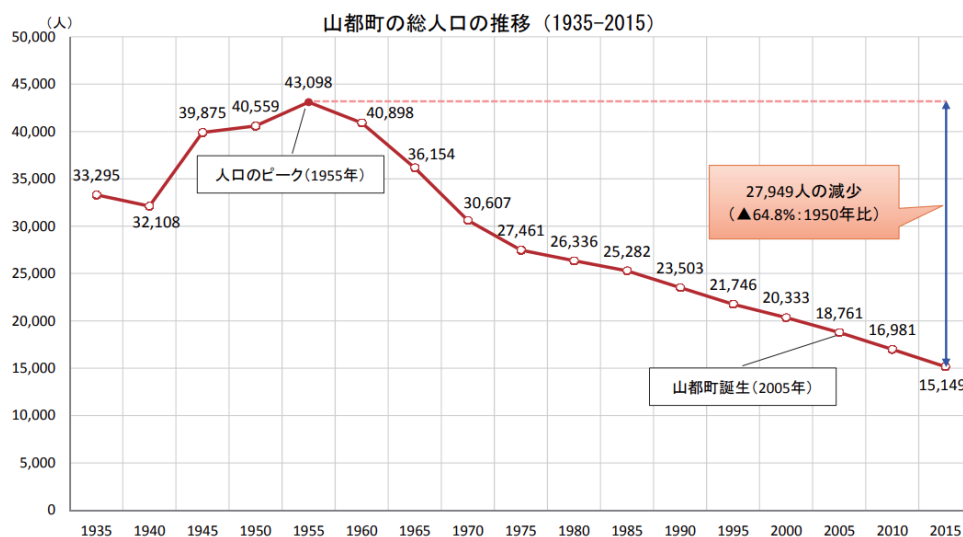
本計画の計画期間は、令和5年4月から令和10年3月までの5年間とし、社会情勢の変化等必要に応じて内容を見直します。

第2章 空家の現状と課題

1. 本町の状況

本町の総人口は、昭和30年（1955年）の43,098人をピークに減少傾向が続いており、平成27年（2015年）国勢調査では15,149人となっています。ピーク時と比較すると27,949人（64.8%）の減少で急激に人口減少が進んでいます。

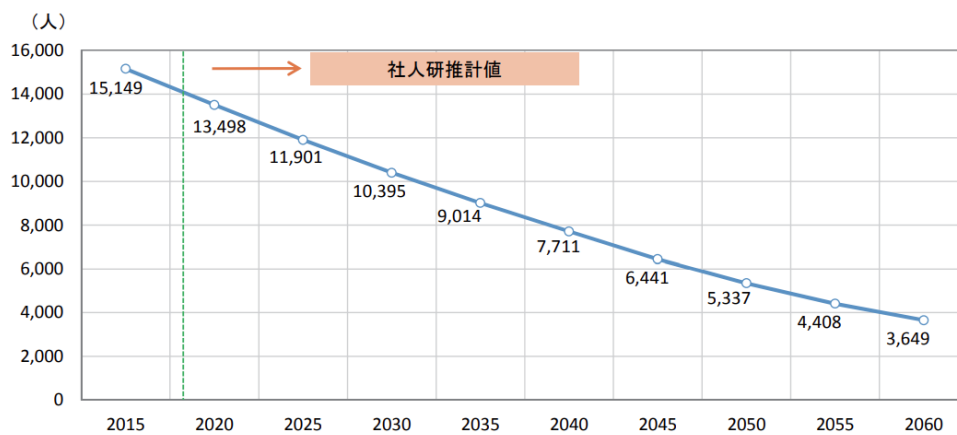
山都町の総人口の推移



出典) 山都町・人口ビジョン

令和2年（2020年）10月1日現在の人口が13,503人（国勢調査）で、国立社会保障・人口問題研究所の推計値によると令和42年（2060年）には、3,649人まで減少する見込みです。

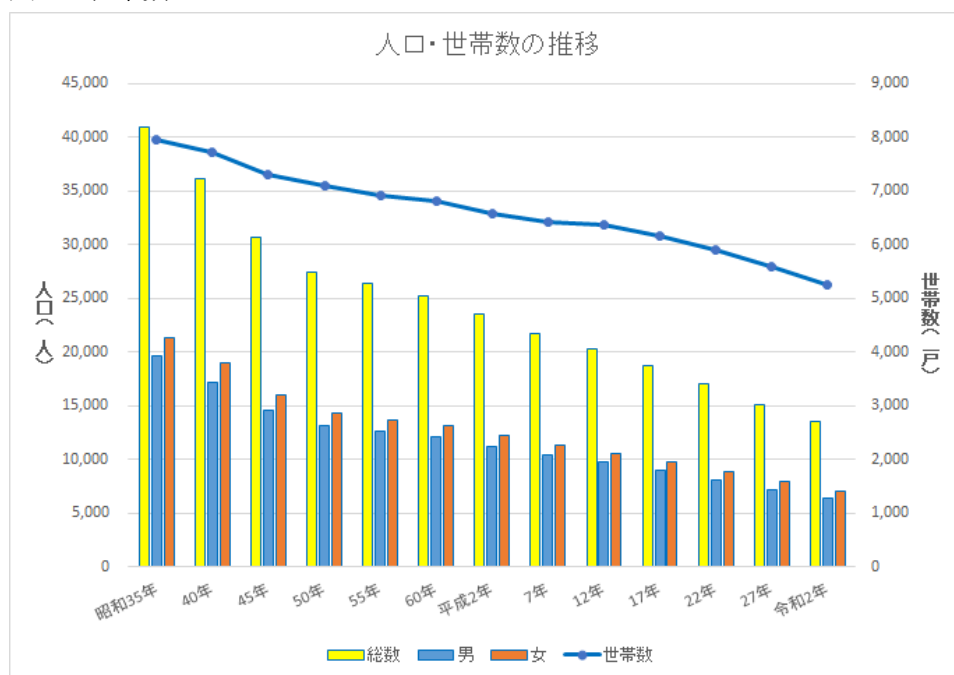
山都町の将来人口推計（社人研推計準拠）



出典) 山都町・人口ビジョン

また、世帯数も減少傾向にあり、昭和 35 年（1960 年）には 7,942 世帯（世帯員 5.15 人）ありましたが、令和 2 年（2020 年）には 5,252 世帯（世帯員 2.57 人）と昭和 35 年（1960 年）と比較して、2,690 世帯（33.9%）減少し、世帯員も半数以下となり、今後も減少することが予想されています。

人口・世帯数



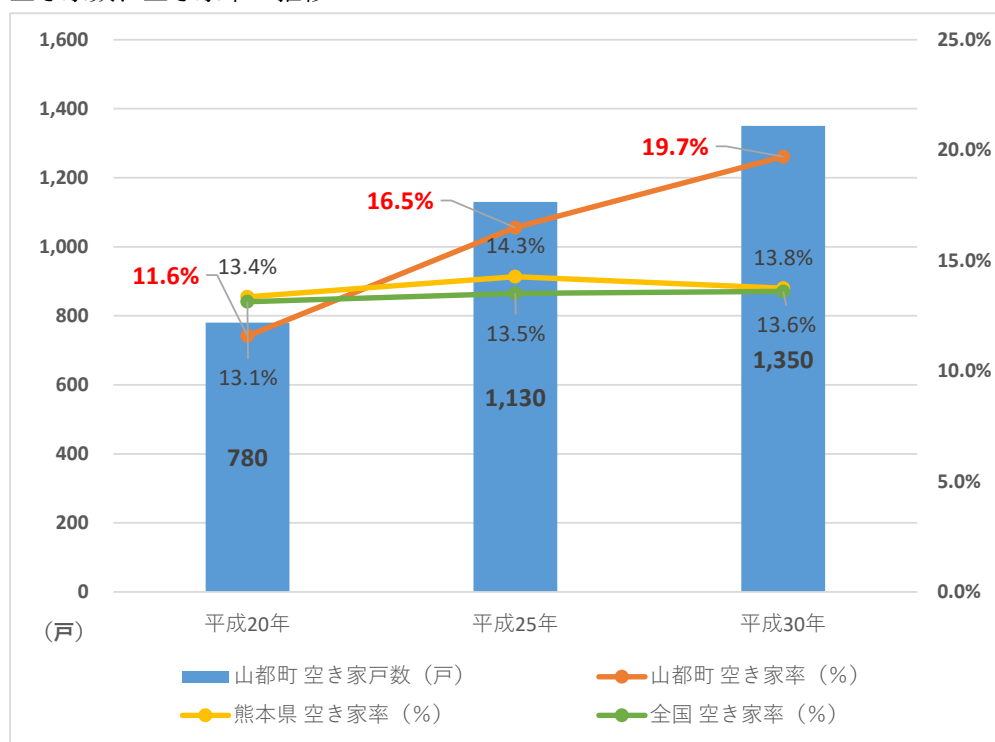
資料) 総務省「国勢調査」

2. 本町の空家等の現状

(1) 統計調査による空き家の現状

本町の住宅の空き家数は、平成30年住宅・土地統計調査によると1,350戸あります。平成20年以降の推移をみると増加傾向にあり、平成20年の780戸から平成30年までの10年間で570戸増え、増加率は73.1%となっています。また、空き家率（空き家数／住宅数）は、平成20年の11.6%から平成30年は19.7%と増加しています。平成30年の空き家率を全国、熊本県と比較すると、全国より6.3ポイント高く、また熊本県より6.1ポイント高くなっています。

空き家数、空き家率の推移

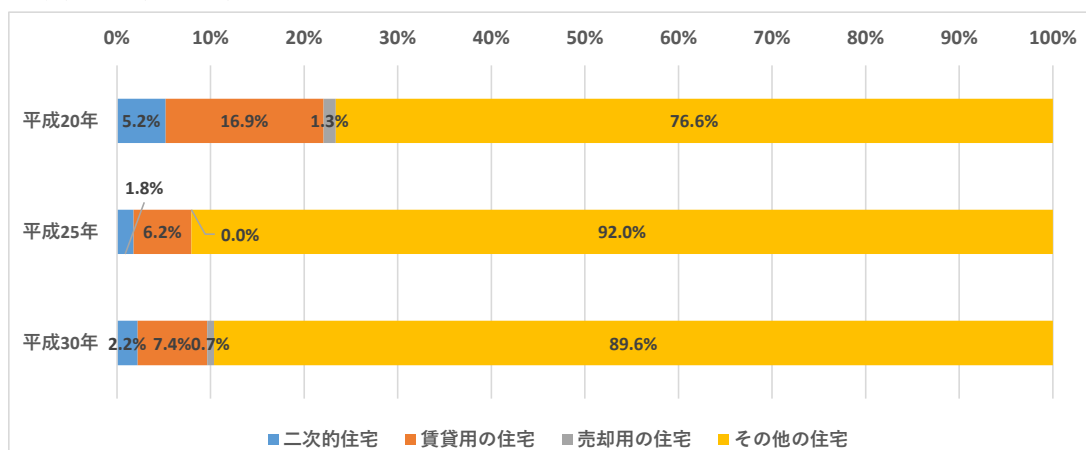


		平成20年	平成25年	平成30年
山都町	住宅総数 (戸)	6,730	6,850	6,850
	空き家戸数 (戸)	780	1,130	1,350
	空き家率 (%)	11.6%	16.5%	19.7%
熊本県	住宅総数 (戸)	769,500	804,300	813,700
	空き家戸数 (戸)	102,800	114,800	111,900
	空き家率 (%)	13.4%	14.3%	13.8%
全国	住宅総数 (戸)	57,586,000	60,628,600	62,407,400
	空き家戸数 (戸)	7,567,900	8,195,600	8,488,600
	空き家率 (%)	13.1%	13.5%	13.6%

出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

本町の空家種別は、平成 30 年住宅・土地統計調査によると、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅などの「その他の住宅」の割合が最も多く 1,210 戸（空家総数の 89.6%）で、平成 20 年以降増加しています。

空家種別の割合の状況



住宅総数 (戸)		空き家戸数 (戸)				
		計	二次的住宅	賃貸用の住宅	売却用の住宅	その他の住宅
平成20年	6,730	770	40	130	10	590
平成25年	6,850	1,130	20	70	0	1,040
平成30年	6,850	1,350	30	100	10	1,210

出典：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

二次的住宅

別荘（週末や休暇時に避暑・避寒・保養などの目的で使用される住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅）及びその他の住宅（ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅）。

その他の住宅

「賃貸用の住宅」「売却用の住宅」「二次的住宅」以外の住宅で、例えば、転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅や建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅のほか、空き家の区分の判断が困難な住宅などを含む。なお、「賃貸用の住宅」には公的住宅は含まない。

(2) 実態調査による空家等の状況

自治会等への聞き取りを基に把握した空家等は、令和3年度末時点 698 戸あります。内訳は清和地区が最も多く 268 戸、次に矢部地区 233 戸、蘇陽地区 197 戸となっています。

また、把握した空家等については、外観目視による調査を行い、建物の状態を確認しています。「かなり補修が必要」と判定された空家等が約 3 割、「廃墟入居不能」と判定された空家等が約 2 割あり、全体の約半分以上が現状のままでは住宅として活用することが難しい状態となっています。

令和3年度末時点の空家数

行政区	空き家状態（戸）					合計
	A	B	C	D	その他	
矢部	40	54	72	34	33	233
清和	45	48	71	55	49	268
蘇陽	15	35	53	47	47	197
合計	100	137	196	136	129	698

A：即入居可 B：少し補修すれば入居可
C：かなり補修が必要 D：廃墟入居不能

令和3年度末時点での空き家バンク成立件数は、合計で 107 件となっています。内訳は矢部地区が最も多く 55 件、次に蘇陽地区 36 件、清和地区 16 件となっています。清和地区は空家数に対して空き家バンク成立件数の割合が矢部地区、蘇陽地区に比べて少なくなっています。また、町内での空き家バンク成立件数が半分以上を占めています。

令和3年度末時点の空き家バンク成立件数

年度	全体			矢部地区			清和地区			蘇陽地区			町内	町外
	賃貸	売買	計	賃貸	売買	計	賃貸	売買	計	賃貸	売買	計		
平成28年度	11	1	12	5	0	5	2	0	2	4	1	5	10	2
平成29年度	12	4	16	6	3	9	1	0	1	5	1	6	6	10
平成30年度	16	4	20	7	1	8	4	2	6	5	1	6	8	12
令和元年度	12	4	16	8	3	11	0	0	0	4	1	5	7	9
令和2年度	17	4	21	9	3	12	1	0	1	7	1	8	10	11
令和3年度	18	4	22	8	2	10	5	1	6	5	1	6	16	6
合計	86	21	107	43	12	55	13	3	16	30	6	36	57	50

3. 本町の空家等における課題

空家等対策における課題として、以下のことが挙げられます。

(1) 空家等の実態把握の精度向上とデータ管理

空家等の実態把握では、外観目視による調査を行っていますが、調査対象の抽出を地区住民への聞き取り等により行っているため、正確に調査対象を捕捉できていない可能性があります。

また、空家等のデータベースを構築し、毎年更新していますが、同一物件の情報が複数登録されていたり、空き家バンクの情報と登録内容、時点が異なっていたりするため、正確な情報の管理が出来ていません。データベースを精査し、異動の管理を随時行っていく必要があります。

(2) 所有者の特定と意識醸成

相続が原因で発生している空家等は、権利関係が把握できていない、相続登記ができていない、相続人が遠隔地に居住しているなどの様々な理由から長期間放置され、管理不全となり、周辺に悪影響を及ぼします。

これらの課題に対しては、所有者等が適切に維持管理していく重要性を十分理解することが必要であり、そのために相続時に必要な情報提供や相談支援などを実施することにより、当事者意識の醸成を図ることが求められます。

(3) 利活用に関する課題

人が居住しない住宅は老朽化の進行が速く、早期の段階からの利活用を促す取り組みが求められます。

山都町においては、空き家バンクの実績でも町内での流通が半分以上を占め、全体の8割が賃貸であることから、移住定住者向けの情報発信だけでなく、町内への情報発信にも注力する必要があります。

町では、誘致企業や新規就農の移住定住者増に取り組んでいるため、それぞれのニーズに応じた空家等の提供も課題となります。求められる住宅の性能や品質を確保するため、各種専門家や関係団体との連携による支援体制の構築と良質な住宅ストックの確保が求められます。

(4) 管理不全空家、特定空家等に関する課題

管理不全となり、空家等が放置されると、防災上や衛生上などの問題を生じさせ、周辺に悪影響を及ぼす場合がありますが、特に倒壊等、保安上危険、衛生上有害な状態などの空家等（特定空家）に対しては、関係法令に基づき適切に対応していく必要があります。

防災防犯・安全・環境・景観の阻害など多岐にわたる課題であるため、適切に対応していくことができるよう行政の関係部署だけでなく、地域や関係団体等との連携が求められます。

第3章 空家等対策の方針と実施体制

1. 基本的な方針

(1) 空家等の発生予防

空家等の適切な管理は、第一義的には所有者等の責任において行われるべきものですが、人が居住しない住宅は老朽化の進行が速く、老朽化が進めば管理不全に陥る可能性が高まるため、居住中から事前の準備をしてもらうことが重要です。

家屋の所有者に当事者意識を持っていただけるように、空家等対策の取組に関する情報を広く周知し、家屋の適正な管理を促すとともに、空家等対策に向けた意識向上の啓発活動を実施していきます。

(2) 空家等の適正管理

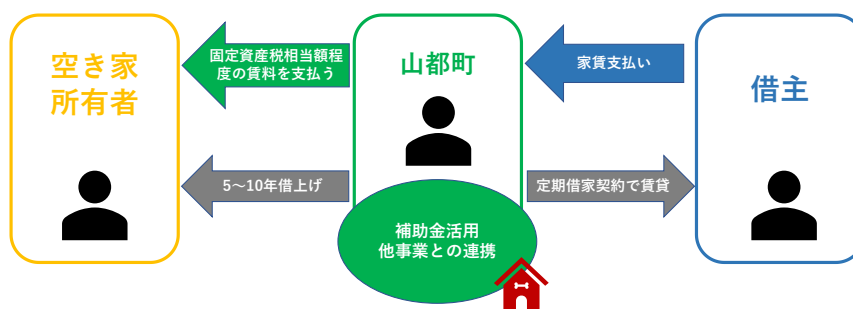
空家等は所有者等の責任において、適切な管理をしなければならないことを啓発します。また、空家対策等の行政支援制度等の内容について周知し、管理不全空家等とならないよう、良好な状態を維持していくための適正な維持管理を促進します。

(3) 空家等及び跡地の有効活用

所有者等に対して、「山都町空き家バンク制度」や「山の都定住支援事業（空き家改修費補助等）」を活用した空家等及び跡地の利活用を促すとともに、所有者等の意向調査を踏まえた情報提供等も検討していきます。

また、需給のマッチングを促進するため、山の都地域しごとセンターにおける利用者への空き家情報の紹介と所有者とのマッチングを継続して行います。町で進める企業誘致やワーケーション促進の取組みのさらなる充実を図るため、空家等のサブリース（借上げ）事業の実施を検討していきます。リフォームや建替えが行われる場合には、できる限り地元産の木材や地元事業者が活用されるよう働きかけ、地域経済の活性化にもつなげていきます。

空き家サブリース事業のイメージ



(4) 管理不全空家等の対策

管理不全な空家等は、倒壊や火災、防犯上の危険性があるだけでなく、雑草の繁茂、害虫の繁殖、害獣の寝床、景観の阻害など周囲の生活環境や景観に悪影響を及ぼします。調査の結果、周辺への悪影響があると認められる空家等について、所有者等に対して改善要請を行い、適切に管理するよう働きかけていきます。所有者の分からない場合には、所有者及び相続人を調査・特定し、適切な管理を促します。

当該物件が特定空家等に該当すると考えられる場合は、空家等対策協議会にて、協議した後に、町長による特定空家等の認定を行います。特定空家等と認定された空家等については、所有者との対話を図った上で、必要な特定空家等に対する措置（助言・指導、勧告、命令、代執行等）を行います。

2. 空家等対策の実施体制

空家等をもたらす問題は、環境や防災、建築等多岐にわたることから、関係部署や関係機関が効果的に連携し、空家等対策に対応することが必要となります。そのため、空家等に関する空家等対策の庁内推進体制である「山都町空家等対策庁内連絡会」を次のとおり整備するとともに、「山都町空家等対策協議会」における議論を踏まえ、対策を進めます。

(1) 山都町空家等対策庁内連絡会

次のとおり、関係課で役割分担し、庁内連絡会を構成します。

山都町空家等対策庁内連絡会

課名	担当	役割
山の都創造課 山の都地域しごとセンター	空き家対策の総括 空き家・所有者調査 空き家予防管理 空き家・空き地利活用 管理不全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口（必要に応じ関係課に協力依頼） ・空き家バンクの運営 ・対策協議会及びその他関係機関との連絡調整 ・実態調査（必要に応じ関係課に協力依頼） ・所有者等の特定 ・データベース整備・管理 ・空家等の適切な管理の促進や啓発 ・空家等の活用促進 ・特定空家等の所有者への行政指導等の総括
企画政策課	空き家・空き地利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・跡地の活用促進 ・地域づくり施策との連携に関する対応
商工観光課	空き家・空き地利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・空家等の活用促進（主に空き店舗） ・空家等を活用した起業の支援等 ・商工観光策との連携に関する対応
税務住民課	空き家・所有者調査 空き家予防管理 管理不全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・法第10条第1項の規定に基づいた固定資産税課税台帳等の情報提供 ・法定相続人の情報提供 ・空家の適正管理、空き家バンク制度の周知（納税通知発送時） ・固定資産税の住宅用地特例に対する対応
総務課	空き家・空き地利活用 管理不全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・町有財産（普通財産）の管理及び取得並びに処分に関する事。 ・災害対応及び災害時の応急措置等 ・空家等の防犯に関する対応 ・特定空家等の所有者への行政指導等に関する対応
福祉課	空き家・所有者調査 空き家予防管理	<ul style="list-style-type: none"> ・独居高齢者及び施設入所者等の情報提供 ・空家の適正管理、空き家バンク制度の周知（訪問活動時のチラシ配布等）

課名	担当	役割
農林振興課	空家・空き地利活用	<ul style="list-style-type: none"> ・農地等の情報提供 ・空家等の所有者の農地に関する対応 ・農林振興策との連携に関する対応
建設課	管理不全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通安全確保等 ・行政代執行を行う場合の発注、施工等
環境水道課	空家・所有者調査 空家予防管理 管理不全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・水道使用者の情報提供（内部利用） ・空家の適正管理、空き家バンク制度の周知（水道検針時のチラシ配布等） ・空家等の水道に関する対応 ・環境保全（ごみ、病害虫、動植物等）に関する対応

(2) 山都町空家等対策協議会

空家等対策を実施するにあたり、意見及び協議を行うため有識者等による協議会を設置します。

所掌事務

- (1) 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- (2) 空家等の適正な管理に関する事項
- (3) 特定空家等の認定及びその措置に関する事項
- (4) その他空家等対策の執行に関し必要とする事項

構成

山都町空家等対策協議会の構成については、町長の他、地域住民代表、学識経験者等とする。

(3) 国や県等との連携

空家等対策は国や県等の取組み内容に密接に関連してくることから、随時「熊本県空家等対策市町村連絡会議」等の場を通じて情報交換を図ります。

3. 各主体の役割

空家等の対策を実施していくうえで、空家等の所有者や町、地域、それぞれの主体が求められる役割を果たし協力しながら取り組むことが重要です。本町が考える各主体の役割は以下のとおりです。

(1) 所有者等の役割

法第3条の「空家等の所有者の責務」において、空家等の所有者又は管理者は、「周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」とされており、所有する空家等が管理不全な状態に陥らないよう、所有者等が責任を持って適切に管理することが求められます。

所有者等には、他にも建築基準法で建築物の管理責任、民法では工作物の管理責任等が規定されています。

(2) 町の役割

町の役割は、法第4条の「市町村の責務」において、「空家等対策計画を作成し、これに基づく空家等に関する対策を実施することと、必要な措置を適切に講ずるよう努めること」が求められています。

地域住民から提供される空家等の情報や、様々な相談への対応にあたっては、総合的な窓口としての役割を担うとともに、各種取組の情報提供や空家等の対策における必要な支援を行ないます。

(3) 地域の役割

良好な地域環境を維持するとともに、地域コミュニティ内の連携を強化するなど、空家等の発生・放置が発生しないよう、良好な地域住民間の関係を築くことが求められています。

また、地域内の空家等の情報提供や空家等の適正管理や利活用にあたって町や所有者等と連携して取り組むことが必要です。

4. 空家等の実態調査

今後、発生する空家等については、自治会や地域住民と連携し、外観目視や聞き取りによる利用状況、老朽化状況等の実態調査を行います。調査結果については、データベース化し、随時更新していきます。また、所有者の意向調査も実施し、必要に応じて「空き家バンク」への登録促進や利活用に関する相談にも応じていきます。空家等になる可能性のある物件（空き家予備軍）についても、可能な限り把握し、新たな空家等の発生予防に活かしていきます。特定空家等と思われる物件については、別途、立入りによる危険度判定調査を専門家にて行います。

調査名	調査内容
①空家等現地調査 (外観目視)	対象：新たに判明した空家等 目的：空家等の状況（老朽度・危険度・活用可能性等）を把握し、空家等対策や所有者等への改善通知、情報提供を行うための基礎資料とする 時期：適宜 手法：所有者等の協力を得て、現地調査を実施。所有者等の協力が得られない場合には、法令上問題のない範囲で外観目視や周辺住民からの聞き取り等による現状確認調査
②所有者意向調査	対象：空家等現地調査で空家等と判明した物件の所有者 目的：現地調査の結果を受けて、空家等と判明した物件の所有者等の意向（活用、管理又は処分）を把握し、空家等対策の基礎資料とする 時期：適宜 手法：所有者等へのアンケート調査もしくは聞き取り調査
③空き家予備軍調査	対象：空き家予備軍に該当する物件※ ※65歳以上の高齢者のみが居住する住家 目的：空き家予備軍の件数、位置、大まかな状態及び所有者等の連絡先を把握し、空家等対策の基礎資料とする 時期：年1回程度 手法：山都町空家等対策庁内連絡会の担当課が提供する情報による机上調査
④空家等危険度判定調査	対象：空家等現地調査の結果、特定空家等と認められる可能性のある空家等 目的：専門家により外観での空家等の状況を調査し、特定空家等と判断するための基礎資料とする 時期：適宜 手法：建築士等による立入り調査（5日前までに所有者等に対して文書で通知を行う）

実態調査により取得した空家等の情報の活用及び空家等対策を行なうにあたり、必要な情報のデータベースを整備し、適切に管理します。また、データベースは庁内の関係部署間で情報共有できる仕組みで運用し、管理する情報に異動があった際は、随時情報の更新を行います。

なお、データベースで管理する情報は次のとおりとします。

- ① 空家等の基本情報（所在地、建物種類、階数、構造等）
- ② 所有者情報（土地・建物所有者等の住所、連絡先等、意向）
- ③ 現地調査情報（老朽度、周辺への影響、維持管理の状態）
- ④ 所有者の意向情報
- ⑤ 空家等利活用の情報提供等の履歴
- ⑥ 適切な管理のための助言や指導等の履歴

5. 空家等の適切な管理の促進

(1) 所有者等への啓発

管理不全な空家等にならないように、空家等の所有者等に対し、相談できる窓口の案内やパンフレットによる空家等に関する情報提供を行い適切な管理に関する意識啓発を行います。

空家等の問題は相続問題をはじめとする様々な問題に起因します。所有者が死亡した際に、相続手続きや不動産登記の案内をしたり、納税通知書に適正管理のお願いを同封したりするなど、発生初期や予備軍の段階で空家等の適正管理を働きかけます。

(2) 相談体制の整備

管理不全空家には、家屋の管理や処分に関して、必要な知識や資金の不足が要因で発生しているケースも少なくありません。空家等に関する相談窓口を役場内に設置するとともに、山都町空家等対策庁内連絡会、山都町空家等対策協議会等と連携し、所有者等の課題解決を支援します。

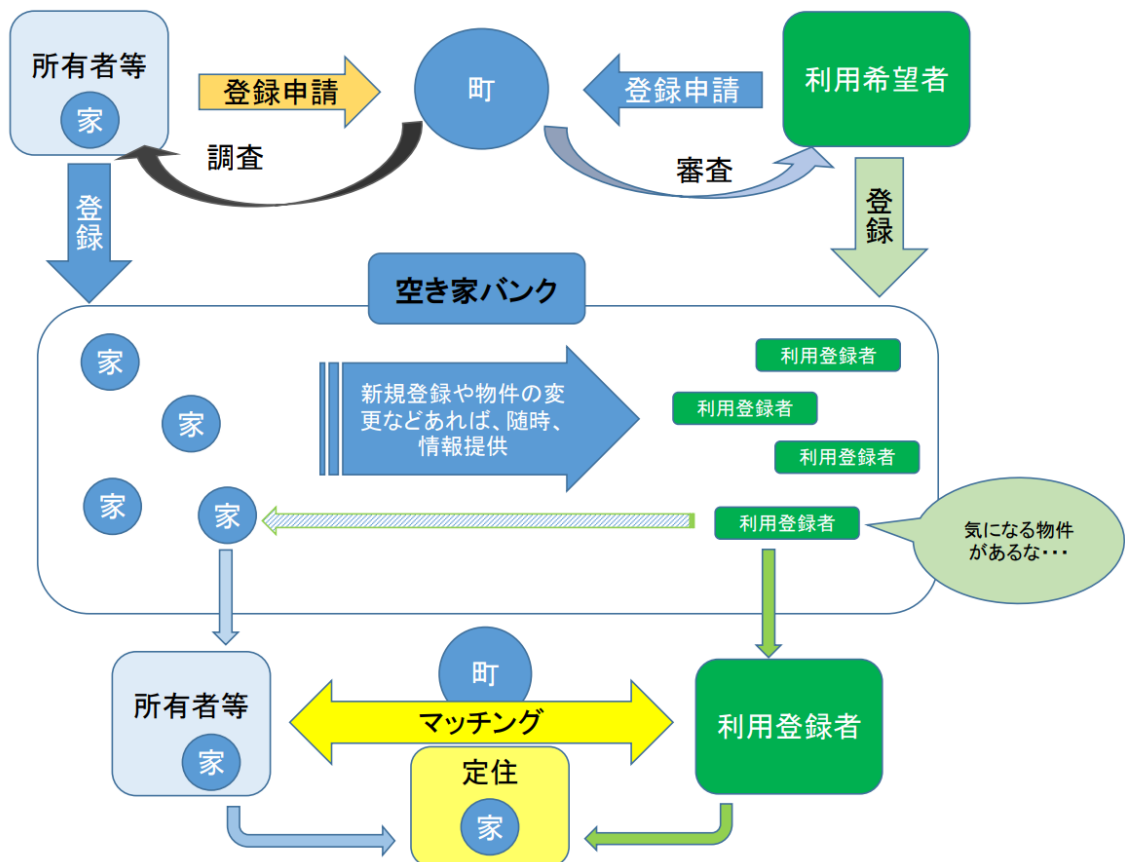
6. 空家等及び跡地の活用の促進

(1) 「山都町空き家バンク制度」を活用した空家等のマッチング支援

所有者等の意向により売却や賃貸を希望する物件については、「空き家バンク」の紹介を行い、専用のホームページに掲載するとともに、山の都地域しごとセンターによるサポートを行い、所有者と購入・利用希望者等とのマッチングを支援します。

特に、空家等や跡地を利活用しようとする利用希望者には、希望する地域コミュニティについての情報を提供し、利用希望者と受入れ地域との良好な関係の構築を図ります。

空き家バンク制度のイメージ図



(2) 山の都定住支援事業（空き家改修費補助等）を活用したリフォーム支援

本町への移住希望者等に空き家の改修工事費用等を支援し、空き家の解消を図ると共に移住・定住の推進を図ります。

項目	内容
補助対象事業	<ul style="list-style-type: none">・ 空き家を住宅として活用する改修費補助事業・ 不要物撤去費補助事業・ 引越費補助事業
補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・ 所有する空き家の賃貸借契約が成立している者で、住宅として改修工事等を行おうとする者・ 空き家の賃貸借契約が成立している賃借人で、賃貸人の承諾の下、住宅として改修工事等を行おうとする者・ 空き家を取得するための売買契約が成立した者で、自己の住宅として改修工事等を行おうとする者
補助率 補助限度額	<ul style="list-style-type: none">・ 補助対象経費の4/5以内（千円未満切捨）・ 100万円
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・ 空き家本体の改修工事等に要する経費・ 自ら施工する場合の改修工事等に要する原材料費・ 残存する家財等の処分費等に要する経費・ 家財道具などの運搬に要する経費

※令和4年4月1日現在

(3) 経営力向上支援事業(空家を活用した起業支援)

町内事業者が行う空き家を活用した新たな事業所開設に係る改修工事への支援を行います。

項目	内容
補助対象事業	・町内事業者が行う空き家を活用した新たな事業所開設に係る改修工事
補助対象者	・次のいずれの要件も満たすもの (1)過去5年以内に本補助金又は山の都の賑わい再生事業若しくは山の都の起業支援事業による補助金の交付を受けていないこと。 (2)当該補助対象者及びその同居する世帯の世帯員に町税等の滞納がないこと。 (3)暴力団と関係を有する者でないこと。 (4)店舗型性風俗特殊営業等を営む者でないこと。 (5)フランチャイズチェーン店舗、大規模小売店を営む者でないこと。 (6)他の補助金等の交付を受ける事業を行う者でないこと。 (7)補助事業を行う事業所が以下の業種に該当していないこと。 ・農業、林業(農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業を除く)、漁業、無店舗小売業、金融業、保険業、医療、福祉(療術業を除く)、複合サービス事業、政治・経済・文化団体、宗教、その他町長が補助対象として適当でないと認める業種
補助率 補助限度額	・補助対象経費の1/2 ・75万円
補助対象経費	・工事請負費
補助対象外経費	・設備等のリース費用 ・駐車場、門扉等の外構に係る工事費(バリアフリー化を目的とした建物入口の段差解消の場合を除く) ・営業に係る部分以外の工事費 ・車庫、倉庫等の付属建物に係る工事費

※令和4年4月1日現在

7. 特定空家等に対する措置

特定空家等は、現地調査（老朽度や危険度等）を実施し、山都町空家等対策協議会で協議したうえで、町長により認定されます。

適切な管理が行われていない特定空家等は、地域住民の生活環境等に悪影響を及ぼすため、地域住民の生命、健康、財産の保護を図り、健全な生活環境の保全のために必要な措置を講じます。

特定空家等と認定したものについては、国の定めるガイドラインに基づき、以下の措置を段階に応じて実施します。

(1) 助言又は指導

特定空家等に認定された空家等を放置し続ける所有者等に対しては、特措法に定められた除却、修繕、立木の伐採等、周辺環境の保全を図るための助言又は指導を行ないます。

(2) 勧告

助言又は指導を行なった場合において、なお、当該空家等の状態が改善されないと認められるときは、当該空家等の所有者等に対し、相当の猶予期間を設け、必要な措置をとるよう勧告を行ないます。また、当該勧告により、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることから、税務住民課と十分な連携を図るとともに、協議会において、経過状況の報告や今後の対応及び相当の猶予期限について協議し、決定します。

(3) 命令

勧告を受けた当該特定空家等の所有者等が、正当な理由なく、その勧告に係る措置を取らなかった場合において、特に必要があると認められるときは所有者等に対し、事前に意見を述べる機会を設けたうえで、相当の猶予期間を設け、必要な措置をとるよう命令を行ないます。

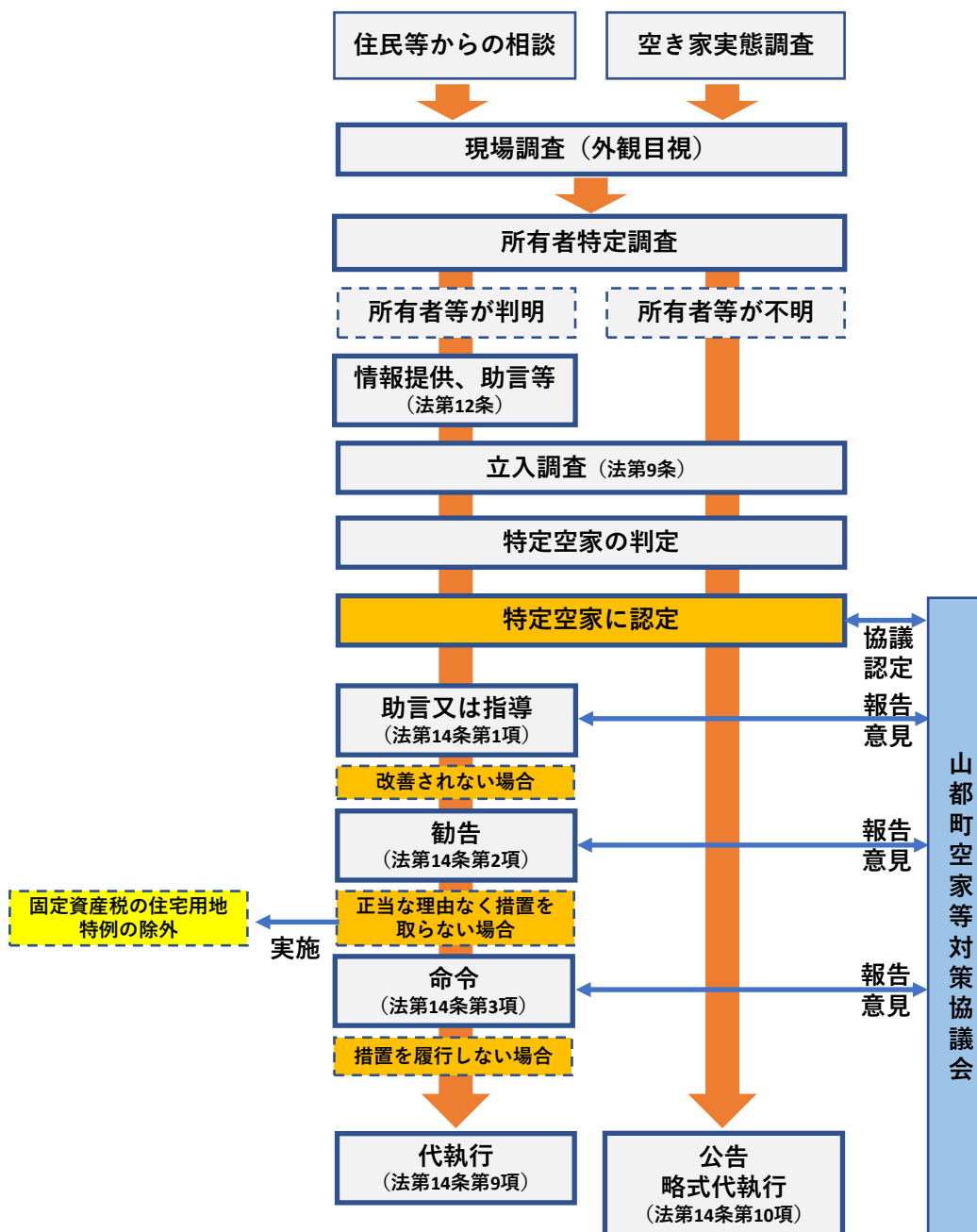
なお、当該命令を行なう場合は、事前に意見を述べる機会を設けるため、所有者等に対し、命令する措置及び事由並びに意見書の提出先及び提出期限を通知し、意見書又は所有者等に有利な証拠を提出する機会や、公開による意見の聴取の機会を設けます。

(4) 代執行

命令を受けた当該特定空家等の所有者等がその命令に係る措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行してもその履行期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定め

るところに従い、代執行します。なお、命令、行政代執行の実施については状況に応じて適宜、協議会を開催し、協議のうえ決定します。

特定空家等に対する措置の流れ



8. 相談窓口の整備

空家等への対策を行なうにあたり、所有者・管理者等からの相談や地域住民からの相談に応じるためのワンストップの相談窓口を設置します。

(1) 空家等への相談窓口

空家等の予防、利活用、特定空家等に該当する可能性がある管理不全状態の空家等についての相談を受け付けるワンストップの窓口を山の都創造課に設置します。

(2) 相談への対応

●空家等・所有者等の調査

窓口で相談のあった空家等や地域から寄せられた苦情等の情報について敷地外から目視での現地調査を行い、状況を確認します。所有者や管理者等の把握が容易でない場合、山都町空家等対策庁内連絡会の担当課により、各種情報を収集し、所有者等(所有者が既に死亡している場合は相続人等)を調査します。

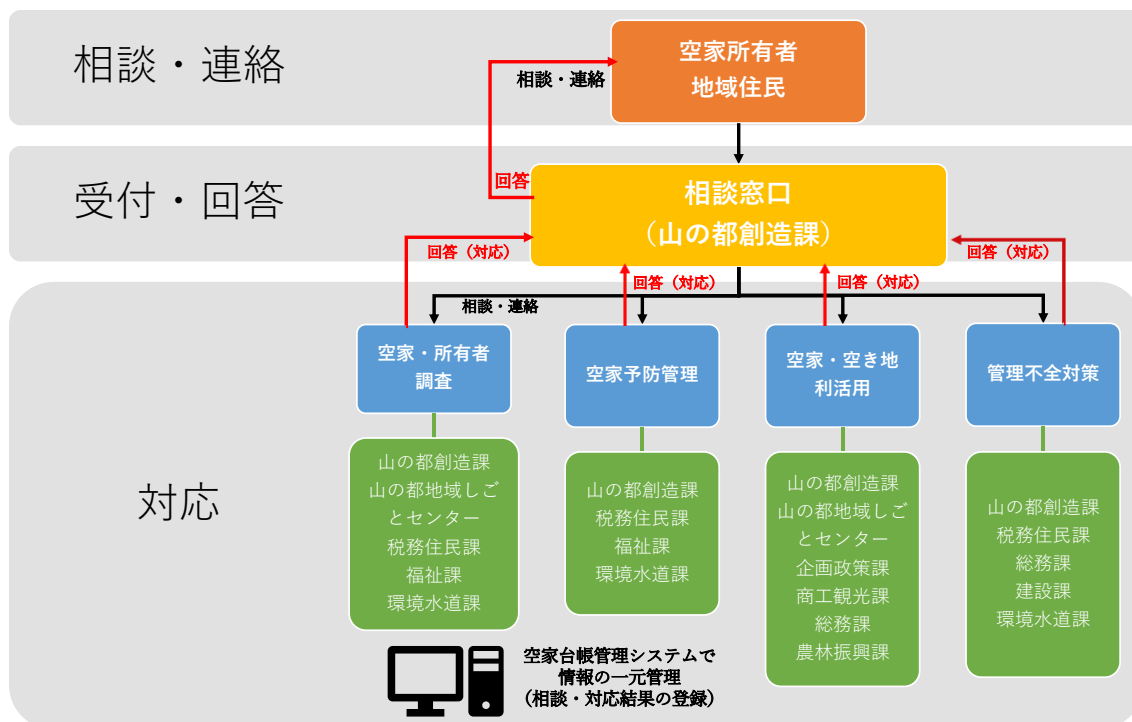
●空家等の予防、利活用

空き家バンクや家屋の利活用に係る補助制度等について案内を行い、相談があった家屋が空家等として放置されることを防止し、有効に活用されていくよう対応します。

●管理不全空家等の対応

管理不全状態に陥っている空家等が、特定空家等に認定されるまでの流れや認定された場合の措置等を、法や本計画に基づいて説明を行い、当該空家等が適正に管理(状態によっては建物の除却)されるよう対応します。

空家等に対する相談体制図



9. 計画における目標値及び達成状況の評価

計画が終了する令和9年度までの対策の目標値と評価方法について、次のとおり定めます。また、達成状況の評価を毎年度1回、又は目標を変更する場合には行います。

目標	目標数値	評価方法
空き家バンクのマッチング数	20件／年度	目標数値に対しての定量評価及びマッチング案件のフォローアップ状況について定性評価を行う。

10. その他の空家等対策の実施に関し必要な事項

(1) 空家等対策の実施状況の共有

山都町空家等対策協議会での検討状況や空家等対策の実施状況に関し、必要に応じて、広報誌やホームページ等で公開し町全体で共有していきます。

(2) 計画の変更

本計画は、地域や社会情勢の変化、法令や国の補助制度の改正、目標の達成状況等に応じて随時変更します。変更する場合は、山都町空家等対策協議会にて協議を行い、承認を得ます。

1. 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）

（目的）

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

（空家等の所有者等の責務）

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

- 2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
 - 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
 - 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- 3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

- 2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針
 - 二 計画期間

- 三 空家等の調査に関する事項
 - 四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項
 - 五 空家等及び除却した空家等に係る跡地（以下「空家等の跡地」という。）の活用の促進に関する事項
 - 六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。以下同じ。）その他の特定空家等への対処に関する事項
 - 七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項
 - 八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項
 - 九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項
- 3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

（協議会）

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。
- 3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（都道府県による援助）

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

- 2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。
- 3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。
- 4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にあ

る空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

- 3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は

- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。)をとるよう助言又は指導をすることができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
 - 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
 - 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
 - 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
 - 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
 - 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
 - 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
 - 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法

(昭和二十三年法律第四十三号)の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくてその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなくて第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。
- 11 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 12 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 13 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 14 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 15 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

(財政上の措置及び税制上の措置等)

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(過料)

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2. 行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）

第一条 行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。

第二条 法律（法律の委任に基く命令、規則及び条例を含む。以下同じ。）により直接に命ぜられ、又は法律に基き行政庁により命ぜられた行為（他人が代ってなすことのできる行為に限る。）について義務者がこれを履行しない場合、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、且つその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、当該行政庁は、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

第三条 前条の規定による処分（代執行）をなすには、相当の履行期限を定め、その期限までに履行がなされないときは、代執行をなすべき旨を、予め文書で戒告しなければならない。

② 義務者が、前項の戒告を受けて、指定の期限までにその義務を履行しないときは、当該行政庁は、代執行令書をもつて、代執行をなすべき時期、代執行のために派遣する執行責任者の氏名及び代執行に要する費用の概算による見積額を義務者に通知する。

③ 非常の場合又は危険切迫の場合において、当該行為の急速な実施について緊急の必要があり、前二項に規定する手続をとる暇がないときは、その手続を経ないで代執行をすることができる。

第四条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

第五条 代執行に要した費用の徴収については、実際に要した費用の額及びその納期日を定め、義務者に対し、文書をもつてその納付を命じなければならない。

第六条 代執行に要した費用は、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。

- ② 代執行に要した費用については、行政庁は、国税及び地方税に次ぐ順位の先取特権を有する。
- ③ 代執行に要した費用を徴収したときは、その徴収金は、事務費の所属に従い、国庫又は地方公共団体の経済の収入となる。

附 則

- ① この法律は、公布の日から起算し、三十日を経過した日から、これを施行する。
- ② 行政執行法は、これを廃止する。

附 則 （昭和二六年三月三十一日法律第九五号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、この法律中に特別の定がある場合を除く外、市町村民税に関する改正規定中法人税割に関する部分及び事業税に関する改正規定中法人の行う事業に対する事業税に関する部分については昭和二十六年一月一日の属する事業年度分から、その他の部分については昭和二十六年度の地方税から適用する。

附 則 （昭和三四年四月二〇日法律第一四八号） 抄
（施行期日）

- 1 この法律は、国税徴収法（昭和三十四年法律第四百七号）の施行の日から施行する。

(公課の先取特権の順位の改正に関する経過措置)

- 7 第二章の規定による改正後の各法令（徴収金の先取特権の順位に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に国税徴収法第二条第十二号に規定する強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における当該法令の規定に規定する徴収金の先取特権の順位については、なお従前の例による。

附 則 （昭和三十七年九月一五日法律第一六一号） 抄

- 1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作为その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によって生じた効力を妨げない。
- 3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる処分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 5 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 6 この法律の施行前にされた行政庁の処分、この法律による改正前の規定により訴願等を行うことができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていなかったものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

- 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

3. 山都町空家等対策協議会設置条例（令和5年山都町条例第1号）

（設置）

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、山都町空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（定義）

第2条 この条例において「空家等」とは、法第2条第1項に規定する空家等という。

（所掌事務）

第3条 協議会は、空家等対策に係る以下の内容について協議等を行う。

- （1） 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する事項
- （2） 空家等の適正な管理に関する事項
- （3） 特定空家等の認定及びその措置に関する事項
- （4） その他空家等対策の執行に関し必要とする事項

（組織）

第4条 協議会は、会長及び委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、町長のほか、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1） 地域住民
- （2） 法務、不動産、建築その他の学識経験者
- （3） その他町長が必要と認める者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、その職に基づいて委嘱された委員の任期は、当該職に在る期間とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、第3条に規定する事項に関して協議等が必要な場合、速やかに会議を招集するものとする。
- 3 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、山の都創造課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(山都町報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 山都町報酬及び費用弁償条例（平成17年山都町条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1 図書館協議会委員の項の次に次のように加える。

空家等対策 協議会委員	会長	日額	6,000円	
	委員	日額	5,900円	

4. 計画の策定経過

山都町空家等対策庁内連絡会にて計画の素案を作成したのち、本町の附属機関である山都町空家等対策協議会において、ご審議をいただき、本計画を策定しました。

策定の経過

日程	内容
令和4年9月15日	第1回山都町空家等対策庁内連絡会 主な議題 ・空家等対策計画について ・山都町の空き家の現状について
令和4年11月16日	第2回山都町空家等対策庁内連絡会 主な議題 ・空家等対策の事例確認（実態把握、予防、適正管理、実施体制） ・空家等対策の実施内容検討（予防、適正管理） ・山都町の空家の事例検討 ・庁内の実施体制について
令和4年12月21日	第3回山都町空家等対策庁内連絡会 主な議題 ・空家等対策の事例確認（寄付、特定空家対策・除却、有効活用） ・空家等対策の実施内容検討（特定空家対策、有効活用） ・山都町の空家の事例検討 ・庁内の実施体制の運用フローについて
令和5年1月18日	第4回山都町空家等対策庁内連絡会 議題 ・山都町空家等対策計画の内容について ・山都町空家等対策協議会について
令和5年3月22日	第1回山都町空家等対策協議会 議題 ・山都町空家等対策計画について

山都町空家等対策計画

令和5年3月発行

編集：山都町山の都創造課

〒861-3592 熊本県上益城郡山都町浜町6番地

TEL：0967-72-1111

URL：<https://www.town.kumamoto-yamato.lg.jp/>